

市税の期限内納付にご協力ください

●問い合わせ先 税務課 収納班 ☎096-248-1114



市税の滞納が増えると、滞納金の回収にコストがかかり、期限内に納付した人の税金が滞納解消のために使われることとなります。安定した市民サービス提供のために、市民の皆さんの期限内納付が重要です。

市では、市税の確保と税の公平性を保つため、財産の差し押えなどの滞納処分を行っています。

さまざまな納付方法

▼スマートフォン決済

アプリバーコードが印字されている使用期限内の納付書は、スマートフォン決済アプリを利用して納付ができるサービスです。

▼二次元コード決済

住民税（普徴）、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税に限り、使用期限内の納付書に印刷されている

▲市ホームページ

▲市ホームページ

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

▲Web口座振替受付サービス

マイナ保険証のご案内

マイナ保険証の申請・更新はお済みですか



●問い合わせ
マイナンバーカードのごこと 市民課 市民窓口班 ☎096(248)1113
健康保険証のごこと 健康ほけん課 保険年金班 ☎096(248)1275

健康保険証を廃止し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を基本とするしくみに移行して1年となる12月1日に、経過措置期間が終了します。このため、従来の健康保険証は利用できなくなります。マイナンバーカードがない人は、早めに申請をお願いします。申請を希望する人は市民課までお問い合わせください。

※マイナ保険証を持つていない人には、資格確認書が交付されます。医療機関などに提示することで、引き続き医療を受けることができます。詳しくは加入先の健康保険組合にお尋ねください

※国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の人は8月1日に切り替えを行ないました。12月2日以降も、引き続きお手元のマイナ保険証または資格確認書をご利用ください

マイナ保険証利用時には有効期限をご確認ください

マイナンバーカードやマイナンバーカードに搭載されている電子証明書には、2つの有効期限があります。有効

マイナンバーカードの有効期限



電子証明書の有効期限

期限の2〜3カ月前に通知書が届きますので忘れずに手続きをお願いします。電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。市民課でのみ手続きができます。マイナンバーカードの有効期限は、10回目の誕生日（申請時点で未成年者は5回目）までです。市民課またはオンラインで手続きができます。※各支所でも手続きができます

▼毎月第2・4日曜日にマイナンバーカードの手続きができます。

・とき 午前9時〜午後1時（予約制）
・予約方法 予約フォーム



▲予約フォーム

二次元コードから、キャッシュレス決済で納付ができます。

コンビニエンスストア

夜間や休日でも納付書期限内のものに限る）があれば納付できます。

日曜開庁

第2・4日曜日、午前9時〜午後1時まで税務課で納付できます。

便利で確実な口座振替がおすす

一度口座振替の手続きをすると自動的に口座から引き落としされ、払い忘れなどもなく安心です。翌年以降も継続されるため、更新する手間もありません。

口座振替の申し込み方法

・持っているもの
通帳、届け出印、納付書

申込窓口

税務課、西合志総合窓口（御代志市民センター）、須屋支所、泉ヶ丘支所、市内金融機関

※申し込みから口座振替まで1〜2カ月程度かかります

※郵送での手続きを希望する人は税務課へお問い合わせください

※Web口座振替受付サービスが利用できます。スマートフォンやパソコン、タブレット端末などからインターネットを利用して口座振替の申し込みをしてください



▲Web口座振替受付サービス

未納を放置するとこんなことに

▶財産の差し押さえの実施

期限内に納付がなされずに市税などが滞納された状態になると、督促状を送送します。送後も納付がない場合は、財産を調査し、財産の差し押さえなどをします。

▶差し押さえ対象の例

預貯金・給与・生命保険・不動産・自動車・国税還付金など

給与・年金の差し押え



完納になるまで、法律による計算方法で算出された金額を取り立てます

自動車の差し押え



所有している自動車をタイヤロックなどにより差し押さえ、公売で換価・売却します

各種債券の差し押え



生命保険の解約返戻金やアパートの敷金などの金銭債券を差し押さえ、取り立てます

期限内の納付が難しいときは、お早めにご相談ください

災害、事業の廃止、失業、病気、その他のやむを得ない事情により税金の納付が困難な人は、生活収支や財産の状況をお聞きし、分割納付などにより期限を猶予することができる場合があります。



▶注意

これらは、“やむを得ない事情”にはあたりません
・住宅や自動車ローンなどの返済（個人資産の形成）
・収入に見合わない生活の維持または浪費
・ギャンブルや趣味への投資

年に一度の健康チェック

健康診査（健診）はお済みですか

●申し込み・問い合わせ先 健康ほけん課健康づくり班 ☎096(248)1275

生活習慣病は、ほとんど自覚症状がないまま進行し、放っておくと、命にかかわる病気のリスクが高まります。治療中の病気があっても、年に一度は体に異常がないか健診を受けましょう。

▼申込方法 健康ほけん課窓口、電話、市ホームページ

▼健診機関

・集団健診 菊池養生園
・個別健診 市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

巡回健診のお知らせ

▼とき

12月4日（木）、令和8年1月17日（土）

▼ところ

市役所防災センター棟1階

▼受付時間

午前9時〜10時30分



健診種類	生活習慣病健診		特定健診		後期高齢者健診
対象年齢 (令和8年3月31日時点)	20歳〜39歳		40歳〜74歳		75歳以上 (受診日時点)
対象者	合志市 国民健康保険 加入者	加入の社会保険 で健診を受ける 機会がない人	令和7年4月2日 以降に市国民健康 保険に加入した人	令和7年4月1日と 受診日時点で、市国 民健康保険加入者	社会保険 加入者
料金	1,500円		1,500円※		800円
受診方法	個別健診 巡回健診		集団健診 個別健診 巡回健診 スペシャル健診	加入の保険 者に確認し てください	集団健診 個別健診 巡回健診
申し込み・ 問い合わせ先	健康ほけん課		健康ほけん課	加入の 保険者	健康ほけん課

※ 年度末年齢40、45、50、55歳の市国民健康保険加入者には、4月に無料クーポン券を送付しています